

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年5月2日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 丸山章

記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 監査の種類   | 定期監査   |
| 2 監査の対象   | 河川海岸砂防課、建築住宅課、幼児保育課、吉川区市民生活・福祉グループ   |
| 3 監査の着眼点  | 収入事務は適正か。<br>委託料等の契約事務等は適正か。<br>補助金の交付事務等は適正か。<br>前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。   |
| 4 監査の実施内容 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。   |
| 5 監査の実施場所 | 監査委員事務局  |
| 6 監査の日程   | 令和7年3月3日～4月25日   |
| 7 監査の結果   | 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。<br>(1) 指摘事項 なし<br>(2) 注意事項 21件<br>① 収入事務に関する事 1件<br>② 補助金等交付事務に関する事 6件<br>③ 契約事務に関する事 10件<br>④ 検収事務に関する事 2件<br>⑤ 支出事務に関する事 1件<br>⑥ 事務執行に関する事 1件 |